

瑞穂監第4号
平成27年4月30日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長
若 園 五 朗 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 広 瀬 武 雄

行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

施設修繕費

2 監査の目的

当市においては、予算事務規則において、「予算の編成その他必要があるときは、歳入歳出に係る節について細節を設けることができる。」としており、歳出の11節需用費には修繕料の細節が設けられている。そして、これが物品修繕料・施設修繕料等に細分化されている。

また、15節の工事請負費には工事請負費のほか維持補修工事費の細節が設けられているが、この修繕料と工事請負費の区分については、次のような考え方となっている。

	修繕料	工事請負費
地方自治法 施行規則	備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除去の工事等に要する経費で契約によるもの
地方公共団体 歳入歳出科目解説	備品の修繕、部品の取替えのための費用。また家屋等の小修繕で請負にまで至らないもの 本体の維持管理、現状復旧を目的とするもの	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費 工作物等の新築、増築、移改築等のように工作物そのものの位置あるいは形状を変更するもの
地方自治法 質疑応答集	建物の小修繕等で請負に至らないものの経費、あるいは、備品の修繕等にかかる費用	請負契約のもっとも典型的な土木建築等の工事請負、工作物の移転、除去に要する経費

地方自治法施行規則の区分によると、契約書を作成するものは全て工事請負費から支出すべきではないかと解することもできるが、契約書の省略を認めていることなどから、節の区分についてはその経費の性質によることとしている。

しかし、公会計制度による財務諸表が公表されている現在においては、

修繕料と工事請負費は明確に区分されるもので、その視点を踏まえた予算でなければならないと考える。

よって、今回は施設修繕料を抽出して、各所属のその見解を明確にするとともに、事務（契約）手続きが適正に履行されているか確認して、最少の経費で最大の効果が得られているかを検証することを目的とする。

3 監査の対象

平成 26 年度の修繕料のうち、施設修繕に係る支出を対象とした。

4 監査対象期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日を監査対象期間としたが、監査の実施において必要と認められた場合は、平成 25 年度及び平成 26 年 9 月 1 日以降の期間についても対象とした。

5 監査の実施期間

平成 26 年 9 月 19 日から平成 27 年 2 月 12 日まで

6 監査の方法

「行政監査調査票」を作成して、監査の対象となった部署に回答を求めて検証するとともに、監査対象期間の経理簿及び支出伝票の通査により必要と認めた部署については、さらに関係書類等の提出又は提示を求めて職員からの説明を聴取して監査を実施した。

第 2 監査の結果と意見

1 執行状況について

施設修繕料の財務は、次のとおりである。

<年度別>

平成 24 年度

年 度	予算額 (円)	執行額 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
一般会計	67,761,000	64,596,979	3,164,021	95.3
特別会計	6,142,000	3,331,650	2,810,350	54.2
合 計	73,903,000	67,928,629	5,974,371	91.9

平成 25 年度

年 度	予算額 (円)	執行額 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
一般会計	92,546,000	83,642,799	8,903,201	90.4
特別会計	14,284,000	12,590,460	1,693,540	88.1
合 計	106,830,000	96,233,259	10,596,741	90.1

平成 26 年度 (8 月末)

年 度	予算額 (円)	執行額 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
一般会計	81,087,000	19,999,343	61,087,657	24.7
特別会計	11,396,000	1,887,840	9,508,160	16.6
合 計	92,483,000	21,887,183	70,595,817	23.7

< 部署別 >

部署名称	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額(円)	割合	金額(円)	割合	金額(円)	割合
総務課	1,453,160	2.1%	97,800	0.1%	630,720	2.9%
管財情報課	885,601	1.3%	399,882	0.4%	21,816	0.1%
市民窓口課	778,260	1.1%	113,085	0.1%	200,664	0.9%
市民課	753,690	1.1%	882,993	0.9%	422,647	1.9%
福祉生活課	238,875	0.4%	99,540	0.1%	0	0.0%
環境課	1,750,224	2.6%	915,915	1.0%	32,400	0.1%
下水道課	6,512,625	9.6%	37,175,382	38.6%	4,688,257	21.4%
商工農政課	187,110	0.3%	0	0.0%	0	0.0%
都市開発課	29,400	0.0%	141,750	0.1%	80,612	0.4%
都市管理課	28,781,931	42.4%	33,778,294	35.1%	11,991,089	54.8%
教育総務課	2,880,909	4.2%	3,329,619	3.5%	324,540	1.5%
小中学校	9,331,725	13.7%	7,380,930	7.7%	623,133	2.8%
幼稚園	942,322	1.4%	249,459	0.3%	101,304	0.5%
生涯学習課	8,232,525	12.1%	6,812,571	7.1%	995,262	4.5%
図書館	3,342,317	4.9%	3,622,352	3.8%	1,326,672	6.1%
給食センター	1,827,955	2.7%	1,233,687	1.3%	448,067	2.0%
合 計	67,928,629	100.0%	96,233,259	100.0%	21,887,183	100.0%

※平成 26 年度は、平成 26 年 8 月 31 日時点

施設修繕料が歳出合計に占める割合は、0.3%から 0.5%の範囲である。また、都市管理課をはじめ、下水道課や教育委員会での割合が大きくなっている。

2 科目区分について

科目（修繕料と工事請負費）の区分方法については、当市の予算編成方針に記載されている。そこでは、地方公共団体歳入歳出科目解説の説明を引用し、「経費の性質によって（修繕料と工事請負費を）区分することになる。」とあるため、金額での区分は好ましくないと考えます。」と示されている。

そこで、施設修繕料と工事請負費、維持補修工事費について、各部署がどのように区分しているか調査を行った。その結果、経費の性質ではなく金額で区分しているなど、予算編成方針とは異なる考え方で科目を区分している部署が複数存在した。

これらの科目に対する考え方が部署により異なっている場合は、施設間の比較・分析が困難になると考える。費用対効果を把握できるよう、全庁的に統一の見解を設けるべきである。

3 財務書類との関連について

当市の財務書類は、基準モデルにより作成されている。総務省から公表されている基準モデルに係るQ&Aでは、資本的支出と修繕費の区分について、法人税法基本通達の例示にある取扱いとしてよいかとの質問に対し、「既存の固定資産の価値を増加させない修繕等は、固定資産の増加として認識しない」と回答している。

つまり、基準モデルによる財務書類には、資本的支出と修繕費を民間企業と同じように区分することが求められている。また、統一的な基準による地方公会計マニュアルでも、今後、統一的な基準による財務書類を作成する上で、科目の区分基準（修繕費支弁基準）の策定は重要であると指摘されている。

当市では、下水道課及び地方公営企業会計である上水道課が、固定資産台帳の変更のない修繕を施設修繕料としていることから、上述の取り扱いに準じて科目を区分しているものと思われる。

法人税法基本通達を踏まえた形で科目を区分している部署が存在し、今後の統一的な基準による財務書類の作成を見据えるならば、科目の区分基準（修繕費支弁基準）を明確に定めた方が事務の効率化につながると考えるので検討されたい。

4 事務（契約）手続について

(1) 伺書の作成について

各課に対し、施設修繕の契約に係る書類一式の提出を求めた。その書類及び経理簿を確認した結果は、次のとおりである。

単位：件

部署名称	支 払 金 額				計 (件)
	～10万円	～20万円	～50万円	50万円～	
総務課	2	1	1		4
管財情報課	2				2
市民窓口課	5	1			6
市民課	8 (5)	1 (1)			9 (6)

環境課	1				1
下水道課	10		1 (1)	3 (3)	14 (4)
都市開発課	3				3
都市管理課	126	10	7	2	145
教育総務課	12				12
穂積小学校	3				3
本田小学校	8				8
牛牧小学校	5				5
生津小学校	5				5
西小学校	2				2
中小学校	2				2
南小学校	2				2
穂積中学校	4				4
穂積北中学校	5				5
巢南中学校	3				3
ほづみ幼稚園	2				2
生涯学習課	37				37
図書館	4	2 (2)		1 (1)	7 (3)
給食センター	17				17
合 計	268 (5)	15 (3)	9 (1)	6 (4)	298 (13)

※都市管理課は件数が多いため、10万円未満の書類の提出は一部とした

※括弧内は、伺書を作成していた件数

修繕件数 298 件のうち、伺書（工事施工伺書、契約方法伺書）が作成されていたのは 13 件（4.4%）である。市民課が、10万円未満の契約でも伺書を作成していた一方、総務課、市民窓口課、都市管理課は、10万円以上の契約でも伺書を作成していなかった。

管財情報課の見解によると、緊急を要しない場合は、「原則、伺書や請書を作成することとしているが、修繕費が 1 万円未満までであれば、作成しないことがある」とのことであった。市民課では、9 件中 3 件で伺書が作成されていなかったが、それらは全て 1 万円未満であったことから、少なくとも、市民課では原則のとおり事務処理が行われているものであった。

また、提出を受けた書類を確認する限り、多くの部署が 1 万円未満ではなく、10 万円若しくは 50 万円未満であれば、伺書は不要と判断しているように思われる。伺書の省略についての明確な規定がないため、管財情報課に確認をしたところ、瑞穂市契約規則第 28 条（瑞穂市契約規則取扱要領第 28 条関係）により、建設工事については、10 万円未満の契約であれば請書の徴取が必要とされないため、伺書も同様に省略可能である

と考えると説明を受けた。

原則として10万円以上の施設修繕については、書類一式の作成が必要となるが、伺書の作成基準が部署により異なり、10万円以上でも伺書等が作成されていない部署があるため、事務手続きが適正に履行されるよう努めていただきたい。

(2) 請書の徴取について

施設修繕に係る請求書の中に、内訳を分けて記載しているものが存在した。先に述べたとおり、建設工事の場合、請求額が10万円未満のときは請書の徴取が必要でない。そのため、それぞれが10万円未満となるよう分割することで請書が不要になると解釈し、処理をしたものと思われる。

しかしながら、管財情報課によると、複数の修繕が一括して請求された場合、合計金額が基準を超えていれば、相互に関連がある場合はもちろん、施工箇所が異なる場合にも請書は必要とのことである。

そうであるならば、請求書の内訳が分かっていたとしても、本来、1件の施設修繕であるような場合においては、請書を徴取する必要があるものと言えるため、事務の改善に努めていただきたい。

以上